

霧島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

霧島市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月13日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

霧島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年霧島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により霧島市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成30年4月1日に施行され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が改正されることに伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、当該特例を引継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。